

さがみロボット産業特区協議会（仮称） 次第

日時：平成 24 年 9 月 10 日（月）

午後 4 時～ 5 時

会場：本庁舎大会議場

1 開 会

2 議 事

(1) 地域協議会の設置等について

(2) 総合特区の概要について

(3) その他

3 閉 会

さがみロボット産業特区協議会規約（案）

（目的）

第1条 総合特別区域制度の活用により、生活支援ロボット産業をテーマに、「研究」、「開発」、「実証」、「普及」の環境づくりを進めることで、県民生活の安全・安心の向上及びさがみ縦貫道路沿線等地域への関連産業・周辺産業の集積を促進するため、総合特別区域法第42条に基づく地域活性化総合特別区域協議会として、さがみロボット産業特区協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

（所掌事項）

第2条 協議会は、前条の目的を達成するために、次に掲げる業務を行う。

- (1) 地域活性化総合特別区域の指定申請に関する協議
- (2) 地域活性化総合特別区域計画の作成に関する協議
- (3) 国と地方の協議会における国との協議への対応
- (4) 認定地域活性化総合特別区域計画の実施に関し必要な事項に関する協議
- (5) その他協議会の目的を達成するために必要な業務

（組織）

第3条 協議会は、別表に掲げる団体等をもって組織する。

- 2 協議会は、必要に応じて部会を設置することができる。
- 3 部会の設置に当たり、必要な事項は別途定める。

（会長）

第4条 協議会に会長1名を置き、会長は協議会を代表し、会務を総括する。

- 2 会長は、神奈川県知事をもって充てる。
- 3 会長に事故があったときに備え、会長はあらかじめ職務代理者を指名することができる。

（協議会の開催等）

第5条 協議会は必要に応じて会長が招集し、随時開催する。

- 2 会長は、協議に必要な場合、関係者及び有識者等の出席を求め、意見・助言等を求めることができる。
- 3 緊急に協議すべき事項又は軽微な事項については、会長は委員に対して書面等により賛否を求め、これをもって地域協議会の協議に代えることができる。

（議事録）

第6条 協議会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成し、公表するものとする。

- (1) 開催の日時及び場所
- (2) 開催の目的及び協議事項
- (3) 議事の概要及びその結果

（事務局）

第7条 協議会の事務を処理するため、神奈川県商工労働局内に事務局を置く。

（雑則）

第8条 この規約に定めるもののほか、協議会の運営に関して必要な事項は別途定める。

附 則

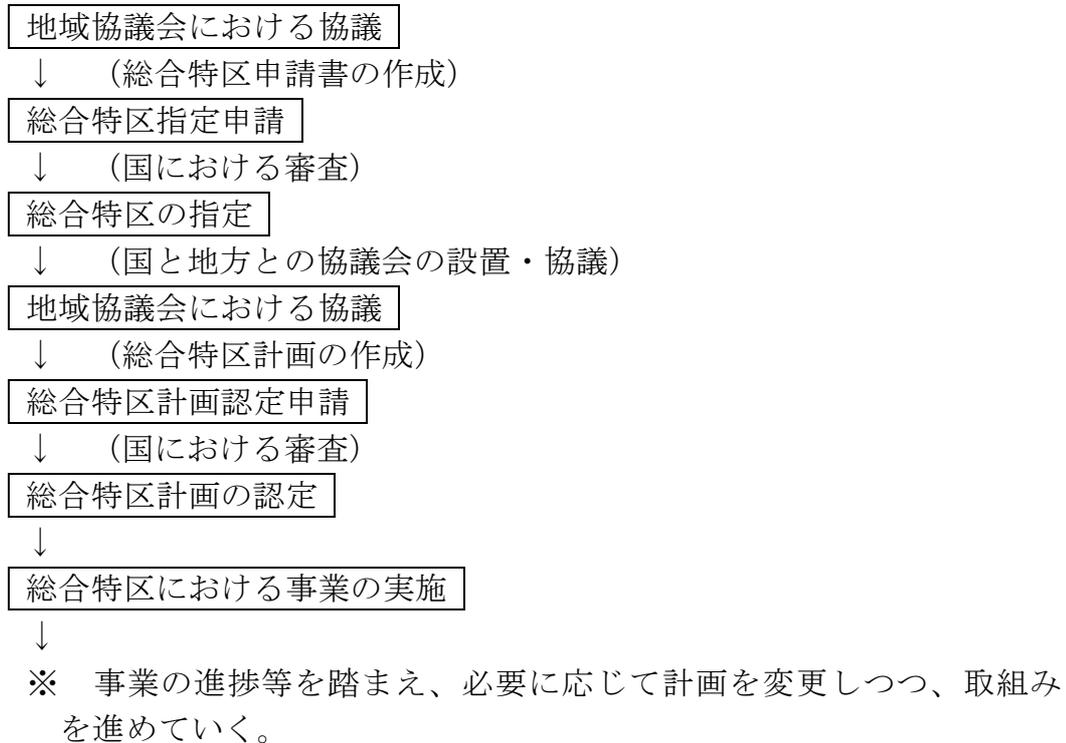
この規約は、平成24年9月10日から施行する。

別表

アズビル(株)
グローウィング(株)
サーボランド(株)
ソニー(株)
ダブル技研(株)
日産自動車(株)
マイクロテック・ラボラトリー(株)
学校法人幾徳学園 (神奈川工科大学)
社会福祉法人神奈川県総合リハビリテーション事業団
伊勢原市商工会
寒川町商工会
座間市商工会
綾瀬市商工会
愛甲商工会
城山商工会
津久井商工会
相模湖商工会
藤野商工会
相模原商工会議所
藤沢商工会議所
平塚商工会議所
厚木商工会議所
茅ヶ崎商工会議所
海老名商工会議所
相模原市
平塚市
藤沢市
茅ヶ崎市
厚木市
伊勢原市
海老名市
座間市
綾瀬市
寒川町
愛川町
神奈川県

地域活性化総合特区の申請について

○ 総合特区における事業実施までの主な手続き



○ 指定申請書に記載する主な項目

- ・ 総合特区の名称
- ・ 総合特区として見込む区域の範囲と区域設定の根拠
- ・ 総合特区により実現を図る目標
- ・ 包括的・戦略的な政策課題と解決策
- ・ 取組の実現を支える地域資源等の概要
- ・ 行おうとする事業の内容
- ※ 事業実施主体や詳細な事業内容は未定でも可
- ・ 地域の責任ある関与の概要
- ・ 事業全体のおおむねのスケジュール

○ 総合特区計画に記載する主な項目

- ・ 特定総合特区事業の実施が当該総合特区に及ぼす経済社会的効果
- ・ 特定総合特区事業の名称
- ※ 別紙として、総合特区において実施し、又はその実施を促進しようとする特定総合特区事業の内容、実施主体及び開始の日並びに特定事業ごとの特別の措置の内容を記載
- ・ その他総合特区における地域の活性化の推進に必要な事項

さがみロボット産業特区（仮称）の概要

○ 定性的な目標

- 生活支援ロボットの実用化を通じた地域の安全・安心の実現
生活支援ロボットの実用化や普及を促進していくことで、人口減少、超高齢化を見据えた介護負担などの軽減を図る。
同時に、生活支援ロボットの実用化を担う企業の集積を進め、開発、実証環境の充実を図りつつ、地域経済の活性化を促進する。
これらを一体的に推進することで、県民生活における様々な負担の同時解決、県民生活の安全・安心の確保、地域社会の活性化を実現する。

○ 対象エリア

基本的な範囲…「さがみ縦貫道路沿線等地域」
(9市2町…相模原市、平塚市、藤沢市、茅ヶ崎市、厚木市、伊勢原市、海老名市、座間市、綾瀬市、寒川町及び愛川町)

この中で、実証実験を行う拠点となる企業・組織を包含した地域（クラスター）を設定する。

○ 政策課題

- 少子高齢化の進行により増加する様々なニーズへの対応

少子高齢化の進行により、高齢者層からの支援ニーズが増加するとともに、自力での行動が制約される高齢者へのサポート体制の充実が大きな課題となっている。

- 逼迫する自然災害への対応

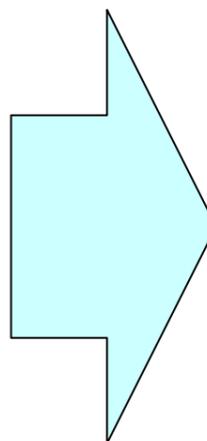
大規模自然災害発生後、最も緊急な課題は人命救助であり、倒壊家屋の内部調査、救出など、マンパワーの投入だけでは解決が困難な課題に対して、新たな解決策を早急に講じる必要がある。

○ 解決策

- 研究開発・実証実験の促進による生活支援ロボットの実用化

政策課題の解決については、ロボットを活用することが有効であるが、一部の製品を除いて広く実用化されていないことから、研究開発・実証実験を促進することで、関連製品の市場投入や普及を進め、政策課題の解決に結びつけていく。

併せて、ロボットは様々な要素技術の集合体であることから、関連する産業の幅広い集積により実用化を促進し、実証環境を整える。



地域のポテンシャルを活用し、裾野の広いロボット産業により、課題解決をサポート

○ さがみ縦貫道路沿線等地域について

※さがみ縦貫道路沿線等地域…9市2町

<さがみ縦貫道路沿線等地域のポテンシャル>

○ 神奈川県内経済指標から見た同地域の特性

この地域は人口・事業所数とも、県内の約2.5割を占めているのに対して…

- 研究開発人口は、県全体の約5割
- 製造品出荷額は、県全体の約3割を占める

○ 同地域における豊富な地域資源の存在

- 研究開発機関等…産業技術センター、神奈川工科大学、宇宙航空研究開発機構（JAXA）、ロボット関連企業 など
- 実証実験関連施設…神奈川リハビリテーションセンター、県総合防災センター など

○ ポテンシャルが高まる今後の取組

- さがみ縦貫道路、新東名高速、厚木秦野道路の整備促進
- リニア県内駅、新幹線新駅の設置、相模線複線化の促進

○ ロボット関連産業について

※ロボット…①感知、②判断、③駆動の要素を持つ機械システム（経産省定義）

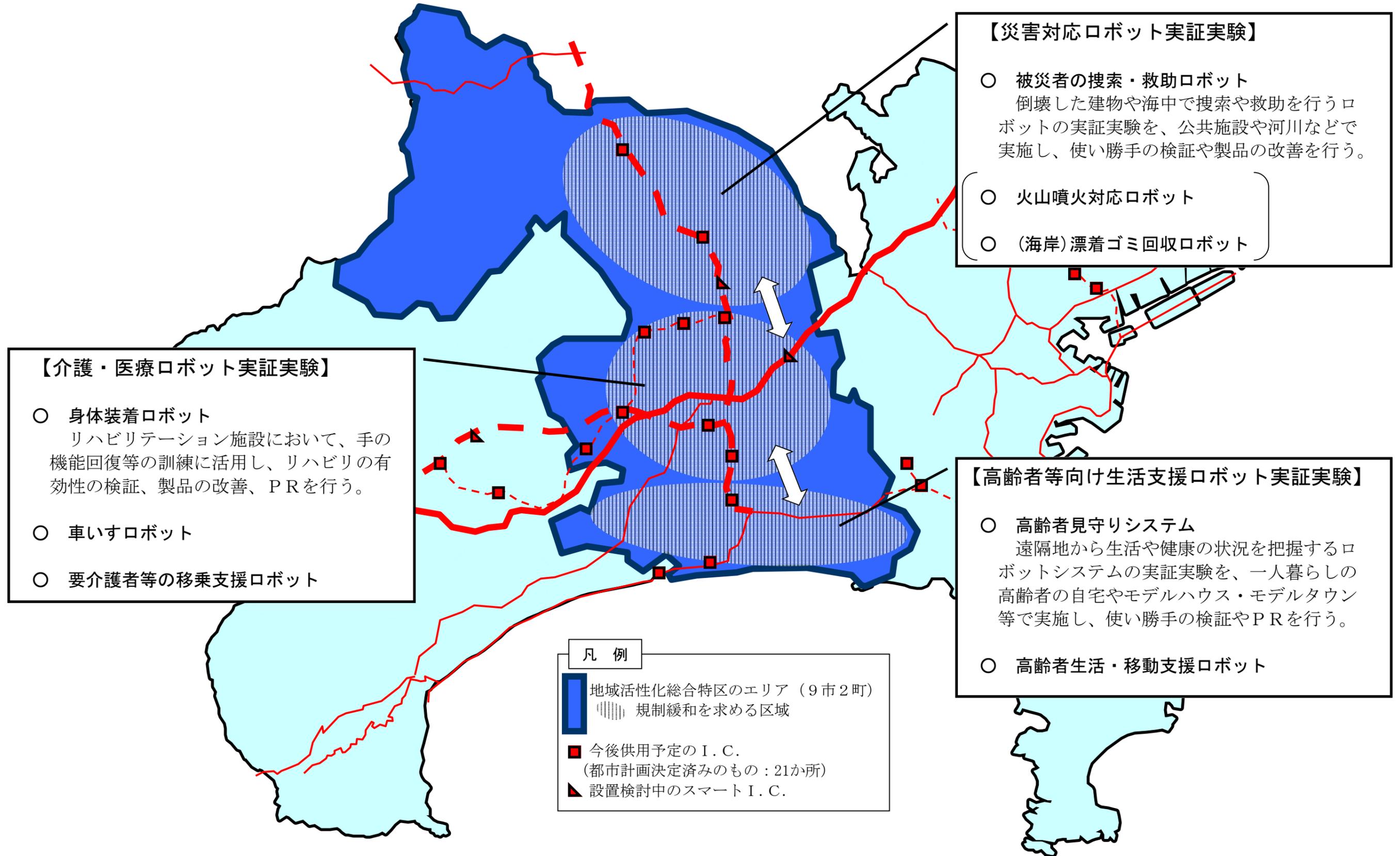
<ロボット関連産業の特徴>

- 対象範囲が広範 → 幅広い企業の立地・集積が可能
基礎となる技術・部品が多種…応用による製品も多彩
- 小ロット生産も有効 → 中小企業向きの生産特性
介護・福祉ロボットなど、利用者の個別ニーズに合わせた製品づくりが効果的
- 既存資源の存在 → 取組みの優位性
2001年からロボット振興施策を展開…これまで県で蓄積したロボット関連産業振興の実績や技術支援のノウハウ等を生かした効果的な取組みが可能

[県域でのロボット振興の取組み]

- 実証実験、介護ロボット普及モデル事業の拡充
- ロボット等新製品開拓事業の展開
- 商談・展示会の出展規模の拡大

総合特区の対象エリア及び主な実証プロジェクトについて



備考：図に示した実証実験は主な事例であり、今後各地域で連携して様々な事業を実施していく。

総合特区において実施する事業等について

解決策	行おうとする事業の内容	想定している事業実施主体	規制の特例措置等の提案	地域（県）において講ずる措置
<p>研究開発・実証実験の促進による生活支援ロボットの实用化</p> <p>政策課題に掲げた少子高齢化に係る様々なニーズ（介護、生活支援）や自然災害への対応については、ロボットを活用することが有効と考えられる。</p> <p>しかし、一部の製品を除いて広く実用化されていないことから、研究開発・実証実験を促進することで、関連製品の市場投入や普及を進め、政策課題の解決に結びつけていく。</p>	<p>地域における実証実験等の実施</p> <p>次のような各種ロボットの実証実験を実施する。</p> <p>① 介護・医療ロボット</p> <ul style="list-style-type: none"> 身体装着ロボットによる機能回復訓練の実証実験 車椅子ロボットによる自立支援の実証実験 要介護者等の移乗支援ロボットの実証実験 <p>② 高齢者等への生活支援ロボット</p> <ul style="list-style-type: none"> 高齢者見守りシステム実証実験 高齢者生活・移動支援ロボット実証実験 <p>③ 災害対応ロボット</p> <ul style="list-style-type: none"> 被災者の探索・救助ロボット 火山噴火対応ロボット 海岸漂着ゴミ回収ロボット 	<p>[実証実験フィールドの提供等]</p> <p>（社福）神奈川県総合リハビリテーション事業団、県（産業技術センター、総合防災センター）、大学、企業等</p> <p>[実証実験の実施]</p> <p>企業等の事業者</p>	<ul style="list-style-type: none"> 薬事法の医療機器承認までの期間の短縮 （独）医薬品医療機器総合機構への事前相談手数料の引下げ 電波法の規制の対象となる電波出力制限の緩和 道路交通法などでの公道実験の制限の緩和 中小企業等のロボット関連研究開発に対する助成制度の拡充 設備投資減税（特別償却・税額控除等）の拡充 	<p>○ 神奈川R&Dネットワーク構想等による技術革新の促進と競争力の強化</p> <ul style="list-style-type: none"> 神奈川R&Dネットワーク事業推進費 かながわスタンダード認定事業費 神奈川工業技術開発大賞表彰事業費 中小企業新商品開発等支援事業補助金 高度計測事業費補助 ものづくり支援基盤整備事業費 試験研究費 工業技術アドバイザー支援事業費 中小企業経営・技術総合支援事業費 戦略的商品開発支援事業費 知的財産活用促進事業費 国際規格推進事業費 技術力強化支援事業費 産学公技術交流事業費 研究成果展開型共同研究事業費 ロボット技術活用促進事業費 県内ロボット関連製品開発・活用状況調査事業 介護ロボット普及推進事業費
<p>実証環境の充実に向けた生活支援ロボット関連産業の集積促進</p> <p>ロボットは様々な要素技術の集合体であることから、生活支援ロボットの研究開発等を効果的に行うためには、関連する産業の幅広い集積が重要。</p> <p>そこで、生活支援ロボットの研究開発等と併せ、産業集積の受け皿となる産業適地の創出及び企業誘致を進めることにより、生活支援ロボット関連産業の集積を図る。</p>	<p>産業集積の促進</p> <p>生活支援ロボット関連産業の集積に向け、次の事業を実施する。</p> <p>① 企業誘致活動</p> <p>工場や研究所の新規立地に係る規制緩和などを通じて企業誘致を促進する。</p> <p>② 産業適地の創出</p> <p>土地区画整理事業及び開発行為の促進により新たな産業適地を創出し、企業誘致の受け皿を整える。</p>	<p>[企業誘致活動]</p> <p>県、市町</p> <p>[産業適地の創出]</p> <p>土地区画整理： 土地区画整理組合等</p> <p>開発行為： 企業等の事業者</p>	<ul style="list-style-type: none"> 農地法の農地転用に係る大臣権限の都道府県への移譲及び大臣協議の廃止 農振農用地の除外に係る協議期間の短縮化 都市計画法の工場、研究施設の開発許可基準の緩和 都市計画法の地区計画における県協議の義務付けの緩和 土地区画整理事業に対する助成の拡充 	<p>【県の支援措置】</p> <p>○「インベスト神奈川」等による企業誘致の促進</p> <ul style="list-style-type: none"> 産業集積施設整備等助成金（※助成金は10年分割で支出。取組全体では約648億円を支出見込。） 産業集積促進融資事業費補助等 産業集積支援融資事業費補助 不動産取得税の軽減 <p>○産業適地創出の取組</p> <ul style="list-style-type: none"> 産業集積促進事業費 <p>【市町の支援措置】</p> <ul style="list-style-type: none"> 税制優遇（11市町） 雇用助成・奨励金（10市町） 施設整備助成・奨励金（6市町） 融資・利子補給（3市町）